

花巻市立花巻北中学校 いじめ防止対策基本方針

平成30年度改訂

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 「いじめ」の定義

「いじめ」は、「当該生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたこと（インターネットを通じて行われるものを含む）により、精神的な苦痛を感じているもの」と定義する。具体的には、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、学校の内外を問わず、いじめられた生徒の立場に立つて行うこととする。

2 いじめ問題に対する考え方

いじめは、いじめを受けた生徒だけではなく、安心して学校生活を送っている生徒全員の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命及び心身に重大な危機を及ぼす恐れがある。

従って、本校ではすべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他の問題に関する生徒理解を深めることを旨として、いじめの防止対策を行う。

3 いじめの禁止

いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。

4 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、更に再発防止に努める。

II いじめの未然防止のための取り組み

1 教職員による指導について

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (2) 保護者や地域住民、関係機関との連携を図り、いじめ防止について生徒が自主的・主体的に行う活動に対して支援を行う。
- (3) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、道徳や学級活動の時間を利用し、年2回の「いじめ防止キャンペーン」を展開する。

(年1回は「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」による、6月1日とする)

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

- (1) いじめの防止等を効率的・効果的に行うため、「生徒指導等情報交換会」を設置する。
- (2) 〈構成員〉 校長 副校長 主幹教諭 教務主任 生徒指導主事 養護教諭
学年主任 SC その他必要なメンバー

- (3) 「生徒指導等情報交換会または主任会」を定例化し、生徒指導・いじめ事案発生時には必要に応じて緊急開催とする。

3 教職員研修

- (1) いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、職員の資質の向上に努める。
- (2) いじめの問題に関わる校内研修 年2回（8月・12月）
- (3) QU・アンケート等による自己診断 1・2年生 年2回（5月・11月）
3年生 年1回（5月）

Ⅲ いじめの早期発見の在り方

- (1) いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査の実施（年3回）等必要な措置を講ずる。
- (2) いじめの調査実施後、担任との面談を速やかに実施する。
- (3) 生徒及び保護者がいじめに係る相談ができるように相談体制の整備を図る。

Ⅳ いじめに対する措置

1 いじめに対する学校としての措置

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実関係の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた生徒等が、安心して教育を受けられるための必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

2 ネットいじめへの対応

- (1) インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、効果的な対処ができるために必要な啓発活動として、外部講師を招き携帯電話やインターネット等の情報モラル教育について生徒や保護者とともに学習する。
- (2) ネット上のいじめは、学校内だけでは解決できないこともあるため、必要に応じて警察等の関係機関と連携して対処する。

Ⅴ 重大事態への対処

生命や心身、財産に重大な被害が生じる疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- 1 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 2 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 3 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 上記結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

VI 学校評価

いじめを隠匿せず、実態把握及び措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- 1 いじめの未然防止に関する取り組みを行ったか。
- 2 いじめの早期発見に関する取り組みを行ったか。

VII その他

【いじめ事案対応の概念図】

